

受け入れた寄附金の明細表（追加用）

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	--------	--------------

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と㊸（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては㉔）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①－㉒）
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
合計（又は小計）		() 円	() 円	() 円

注1 本表は、受け入れた寄附金の明細表（相対値基準）の補足書類の「3 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金」の役員の氏名欄が不足する場合に使用してください。

2 役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（「受け入れた寄附金の明細票（相対値基準）の補足書類」の記載要領「役員の氏名欄」参照）。

3 小規模法人における役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません（「受け入れた寄附金の明細票（相対値基準・小規模法人）の補足書類の記載要領「役員の氏名欄」参照）。